

## 図書館青葉線及び市民病院プール線の運賃改定

### 1 経過

道路運送法第 21 条の許可を受け、運行をしている「図書館青葉線」及び「市民病院プール線」について、事業者より令和 6 年 12 月 1 日付けの運賃改定案が提示されたため、運賃について協議を行う。

なお、道路運送法第 4 条の許可を受け運行している市内 4 社については、令和 6 年 6 月 28 日にバス事業者ごとに構成する路線バス専門委員会協議運賃部会を開催し、協議運賃の改定及び改定額について、協議済みとなったところであり、同日に開催した第 2 回千歳市地域公共交通活性化協議会において、報告済みとなっている。

### 2 改定内容

#### (1) 実施日

令和 6 年 12 月 1 日（日）

#### (2) 改定額

##### ア 図書館青葉線（十勝バス株式会社）

	現行	変更後
運賃	200 円	240 円
チョイ乗り運賃	100 円	150 円

※シルバーおでかけパスについては、変更なし（100 円）

##### イ 市民病院プール線（富士交通株式会社）

	現行	変更後
運賃	200 円	240 円

※シルバーおでかけパスについては、変更なし（100 円）

### 3 その他

協議が調い承認となった場合には、協議会に報告を行い、協議が調ったことを証する書面を十勝バス株式会社及び富士交通株式会社に提出する。

なお、改定内容は、協議済みとなった協議運賃及び改定額と同等の考え方である。

#### 4 協議運賃と道路運送法第 21 条許可の運賃の違い

##### (1) 協議運賃

「協議運賃」とは、道路運送法第 9 条第 4 項に規定する協議会（運賃協議会）における協議が調った運賃及び料金のこと。

##### (2) 道路運送法第 21 条許可の運賃

道路運送法第 21 条とは、一般乗合旅客自動車運送事業者による運行が困難な場合において、一時的な需要のために国土交通大臣の許可を受け運行する乗合旅客の運送であり、道路運送法第 21 条許可の運賃とは、許可を受けた事業者が地域公共交通活性化協議会の場で承認を受けた運賃のこと。

【運賃決定におけるフロー図】

